

令和6年度大田区職員（看護師）採用選考案内

令和6年12月2日
大田区

この採用選考は、令和7年4月1日以降の大田区職員（看護師）の採用予定者を決定するために実施するものです。

1 採用職種・採用区分・採用予定数・主な勤務場所・職務内容

採用職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所 ※	職務内容
看護師	Ⅱ類	若干名	区立保育園、区立児童館、 区立障がい者施設等	左記勤務場所における 看護師業務等

※敷地内は禁煙です。

2 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。ただし、すべてを満たす方でも地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません（下記の〈参考〉を参照）。

（1）国籍を問わず、昭和55年4月2日以降に生まれた方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

（2）看護師免許を有する方

（令和7年3月31日までに国家試験に合格して、免許取得見込みの方を含む）

※ 看護師免許取得見込みで受験した方が国家試験に合格しなかった場合は、採用しません。

（3）現に大田区の常勤職員でない方（育児休業代替任期付職員を除く）

〈参考〉

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 採用予定日

令和7年4月1日以降

4 選考日、選考方法等

台風等の状況により、日程・場所等を変更する可能性があります。

(1) 第一次選考

選考日	令和7年1月19日(日)
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)等
選考方法	作文試験 800~1,000字程度(課題式)90分
合格発表	令和7年1月下旬予定 ※ 合否に関わらず、第一次選考受験者全員に郵送で通知します。

(2) 第二次選考(第一次選考合格者を対象に実施)

選考日	令和7年2月2日(日)
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)等
選考方法	個別面接
合格発表	令和7年2月上旬予定 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。

5 申込方法

申込方法	① 右欄の2次元コードまたはURL (https://logoform.jp/form/8BrJ/817430) から電子申請サービス(LoGoフォーム)にアクセスしてください。 ② 画面の指示に従って必要事項を正しく入力して、申込期間内に申請してください。	↓ 申込はこちら 
申込期間	令和6年12月2日(月)から 令和7年1月6日(月)午後5時まで【受信有効】	

※期間中に正常に受信したものを有効とします。時間に余裕をもって申し込んでください。

※申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合先までご連絡ください。

6 受験票の交付

(1) 申込期間終了後、受験票登録完了をお知らせするメールを送信します。

(2) メールのご案内にしたがい、受験票をダウンロードし、印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、必ず写真を貼って第一次選考当日に持参してください。

※令和7年1月15日(水)までに受験票登録のお知らせが届かない場合は、問合先までご連絡ください。

7 勤務条件等

(1) 給与等（令和6年4月1日現在）

採用区分	初任給	各種手当
Ⅱ類	約 234,800 円（短大3卒） 約 228,300 円（短大2卒） （地域手当含む）	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・ 勤勉手当等

※ 「短大3卒」は、3年制の看護師学校等を卒業した場合、「短大2卒」は、2年制の看護師学校等を卒業した場合の金額です。

※ 職務経験があり、一定の基準を満たした場合、初任給を加算します。（加算上限あり）

※ 採用までに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

例：保育園・児童館・障害者施設の場合

勤務日	保育園・児童館の場合	月曜日～土曜日（週あたり38時間45分） 祝日以外の休日は、日曜日及びその他指定された日で、 4週につき8日あります。
	障がい者施設の場合	月曜日～金曜日（週あたり38時間45分） 祝日以外の休日は、原則日曜日及び土曜日です。
勤務時間	保育園の場合	午前7時15分から午後6時30分までの間で、 1日実働7時間45分
	児童館の場合	午前8時30分から午後7時15分までの間で、 1日実働7時間45分
	障がい者施設の場合	午前8時30分から午後5時15分まで （1日実働7時間45分）
休暇	1年度につき20日の年次有給休暇のほか、夏季、慶弔、妊娠出産等の 休暇があります。	

※制度改正等で変更になる場合があります。

※上記以外の勤務場所では、勤務日や勤務時間が異なる場合があります。

大田区役所案内図

JR京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約1分
京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《申込・問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区総務部人事課人事担当（本庁舎5階 15番窓口）
電話 5744-1152 FAX 5744-1507
HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp>

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄しています。